

賃貸住宅所有者や空き家所有者の皆様へ

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録に御協力ください。

平成 29 年 10 月に創設された、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（通称セーフティネット住宅）の登録制度について、登録の際の申請書の作成や添付書類等の大幅な簡素化や CSV 機能を活用した一括申請等、登録しやすくなっております。

1 住宅確保要配慮者とは

高齢者，子育て世帯，低額所得者，障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する方々を指します。

2 セーフティネット住宅の登録方法について

(1) 登録申請受付窓口

県内では、広島市、呉市、福山市、その他の地域においては広島県で登録の受付を行っております。
また、広島県においては、登録促進のために、令和 3 年 3 月 22 日から登録に係る手数料を廃止しました。

住宅の所在地	窓口	連絡先	ホームページ
広島市	都市整備局住宅部住宅政策課	082-504-2292	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/jyuutaku/6351.html
呉市	都市部住宅政策課	0823-25-3394	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/jyutakuka/kuho.html
福山市	建設局建築部住宅課	084-928-1102	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jutaku/106599.html
上記以外	広島県土木建築局住宅課	082-513-4164	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/tourokujuutaku.html

(2) 登録の流れ

- ① セーフティネット住宅情報提供システム※¹でアカウント登録
- ② セーフティネット住宅情報提供システムに登録情報を入力・申請
- ③ 登録申請受付窓口において申請内容を審査，登録
- ④ セーフティネット住宅情報提供システムにより登録情報を公開

※1 セーフティネット住宅情報提供システムHP <https://www.safetynet-jutaku.jp/>

※※ 手続きの詳細は、上記の登録申請受付窓口にお問い合わせください。

(3) 登録手数料について

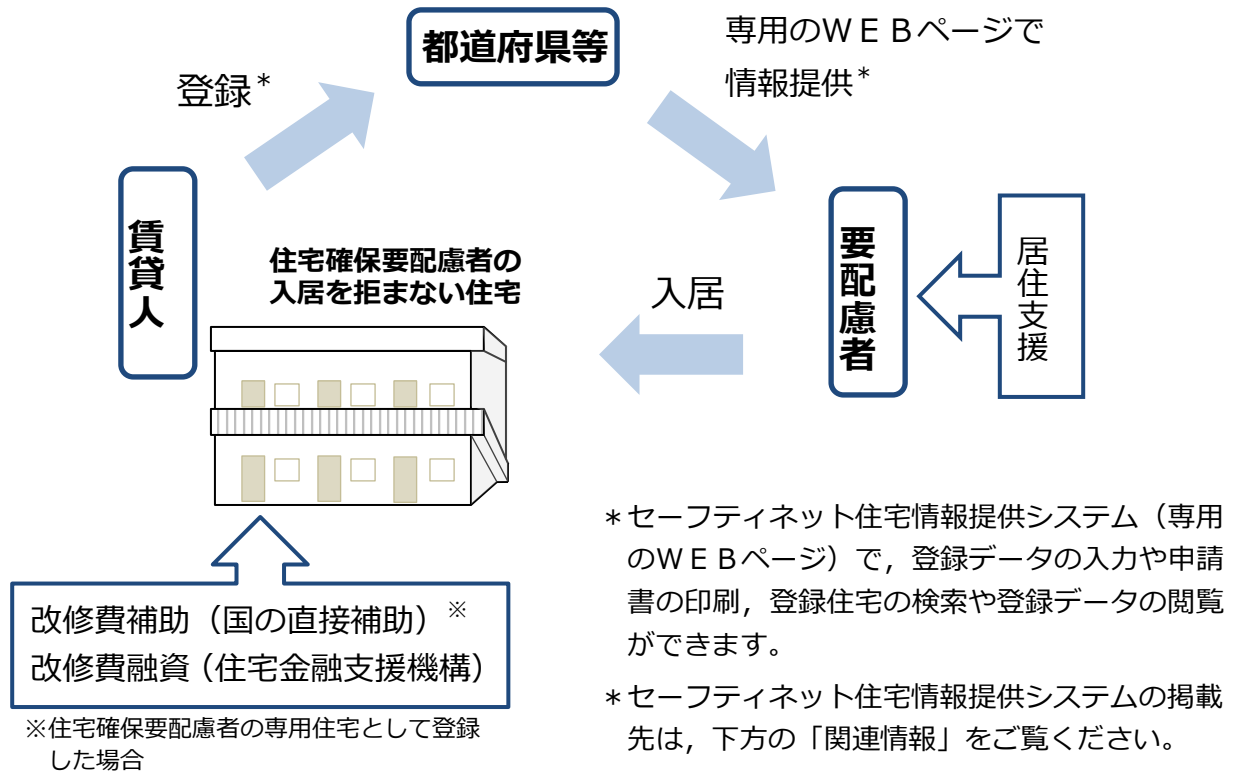
住宅の所在地	新規登録手数料		変更登録手数料	
	登録戸数	手数料の額	登録戸数	手数料の額
広島市	1戸～	400円～1,300円	1戸～	100円～900円
呉市		0円		0円
福山市		0円		0円
上記以外		0円		0円

※※ 登録手数料の詳細は、上記の（1）登録申請受付窓口にお問い合わせください。

3 主な登録基準について

- ① 床面積が 25 m²以上であること ※共同居住型住宅（シェアハウス）には別の基準があります
- ② 消防法，建築基準法に違反しないものであること
- ③ 耐震性を有すること
- ④ 便所，台所，浴室等があること
- ⑤ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと 等

4 登録制度のイメージ



5 関連情報

セーフティネット住宅情報提供システム

➤ <http://www.safetynet-jutaku.jp/>



住宅セーフティネット制度に関する情報(国土交通省ホームページ)

➤ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html



住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業(国の補助事業)の募集に関する情報

➤ <http://snj-sw.jp> (電話 03-6265-4905)



家賃債務保証の登録制度に関する情報(国土交通省ホームページ)

➤ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000024.html



(CSV機能による登録申請について)

物件を多く所有されている賃貸人等が、複数の物件を申請する際の手間を大幅に省力化するために、CSVデータを活用したシステムへの複数住棟・住戸の一括入力・申請が可能となりました。

<CSV機能による登録申請方法についてのお問い合わせ先>

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会 セーフティネット住宅登録事務局
TEL : 03-5229-7578 (平日 10-12時、13-17時) E-mail : info@safetynet-jutaku.jp